

欧州商標意匠ネットワーク、意匠のグラフィック表現に係る共通運用について
EU各国知財庁との共同通知を公表

2016年5月3日
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州商標意匠ネットワーク（ETMDN）は、4月29日、意匠のグラフィック表現に係る共通運用について、EU各国知財庁との共同通知を4月15日付けで公表した旨ニュースリリースした。

今回の共同通知は、昨年11月のEU各国知財庁間での合意を経て、初めて意匠のグラフィック表現に係る共通運用についてなされるもの。この共同通知は、（1）意匠における適切なディスクレマー（権利範囲に含まれない部分の表現）の方法、（2）使用する図面の種類、（3）意匠における背景表現の方法、に関して共通運用を示しており、法的確実性・予見性の向上に寄与するもの。また、この共同通知には、EU各国知財庁における意匠の電子出願及び紙出願に係る書式（添付可能枚数、ファイルサイズの上限等）の概要やEU各知財庁における共通運用の実施開始日の情報も含まれている。

ニュースリリースによれば、この共同通知は、意匠の運用調和として最初のマイルストーンであり、意匠分野におけるEU各国知財庁間での継続的な協力の始まりとしている。

— ETMDNによるニュースリリースは、以下参照 —

[The Common Communication for the CP6 Convergence Project on Graphic representation of designs is now available](#)

— EU各国知財庁との共同通知は、以下参照 —

[Convergence on graphic representations of designs -Common Communication \(2016年4月15日\) \(PDF\)](#)

(以上)